令和５年度指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導ポイント

空知総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係

１　指導監査について

詳細は、資料番号１「指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱」をご覧ください。

指導は、事業者の気づきを促すこと（自主性の尊重）を目的にしたものです。

方法には、今回の「集団指導」のほか、「実地指導」があります。

「実地指導」は「監査」とは異なり、事業者等の育成・支援を基本とし、サービスの質の確保及び適正な給付費の請求等を促すことを目的として実施しています。

　　　「監査」は、実地指導での指示・報告で改善が見込めない場合や指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行います。

「指定障害福祉サービス事業者等指導監査」（道）　要綱、様式等

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/shidou_jikotenken.html>

（参考）

障害保健福祉関係会議資料について（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaigi_shiryou/index.html#h2_free1>

令和５年３月10日:主管課長会議資料２

[https://www.mhlw.go.jp/content/001076190.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/000910283.pdf)

２　指導監査の結果等について

詳細は、資料番号２「指導方針」「過去の指導事例」をご覧ください。

　　　指摘事項では、運営に関する基準関係においては、「内容及び手続の説明及び同意」、「計画（台帳）の作成（書類の交付）」、介護(訓練等)給付費の算定及び取扱い関係においては、「各種加算」が多数の指摘を受けていますので、日頃からの整備について、ご留意ください。

　　　指導方針については、重点指導項目を設定し、障害福祉サービスの質の確保・向上及び事業運営の適正化、利用者の人権の擁護、虐待防止のための体制整備を図ることに主眼を置き、指導を実施することをお知らせしています。

　　　重点指導項目としては「ＢＣＰ（計画策定）」、「感染症対策（手引き、委員会策定）」、「虐待対応（体制整備）」のほか、今年度から「意思決定支援の推進（体制整備）」が追加されます。

過去の指導事例については、自主的に点検をする際の参考にお使いください。

３　業務管理体制について

平成24年から、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

　　　事業者ごとに届出書による届出を行ってください。（届出事項の変更含む）

　　　詳細は、資料番号３「リーフレット」「Ｑ＆Ａ」「実施要綱」のＵＲＬをご参照ください。

　　　障害福祉サービス事業者等の業務管理体制（一般検査）の実施

実施要綱、自主点検表など

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/ippankensa.html>

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/3/2/3/1/4/1/_/jissiyoukou.pdf>

指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出

届出に必要な様式など

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/63153.html>

　Ｑ＆Ａ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/3/2/3/0/9/5/_/qa.pdf>

　リーフレット

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/3/2/3/0/9/6/_/R3%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%88.pdf>

　障害福祉サービス事業者等の業務管理体制（一般検査）の実施

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/ippankensa.html>

北海道では、届出のあった業務管理体制の整備内容及び運用状況を確認するため「北海道障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱」を策定し、道に届出のあった全ての事業者を対象として平成25年度から定期的（概ね３年に１回）に確認検査（一般検査。原則書面提出）を実施しています。

４　感染症対策について、

　　　厚生労働省のＵＲＬをご参照ください。

　　　新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス、腸管出血性大腸菌、レジオネラ菌などの感染予防の際に資料をご活用ください。

　　　「業務継続ガイドライン」については、緊急事態宣言などの制限下であっても、感染防止対策等の徹底を前提とした継続的なサービスの提供をするための平時から準備・検討しておくべきことが記載されていますので、各事業所の状況に応じて、ご活用ください。

感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン・感染対策指針作成の手引き（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html>

北海道では、道内の社会福祉施設等において感染症が発生し、社会福祉施設等の複数の介護職員等が感染（発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われた場合及び濃厚接触者となった場合を含む。）するなどして、当該社会福祉施設等の介護職員等が不足した場合に、他の社会福祉施設等から当該施設に職員を派遣する支援を実施しています。

また、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な障害福祉人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するため、通常の障害福祉サービス提供時では想定されない経費等に対する支援を行っています。

　介護職員等派遣事業(手引きを含む)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/sus/kaigosyokuinnhakenn.html>

　（介護）緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/sus/85933.html>

　（障がい）サービス継続支援事業費補助金

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/sus/86173.html>

５　非常災害対策について

近年、頻発する自然災害の発生状況等に鑑み、 非常災害への対応については、事業所の利用者には自力での避難が困難な方も含まれている場合があることから、利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備について、よろしくお願いいたします。

参考資料として、資料番号５「非常災害対策計画作成の手引き」（ＵＲＬ参照）「自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（ＵＲＬ参照）を掲載しますので、業務の参考にしてください。

また、ＢＣＰ（Business Continuity Plan　業務継続計画）について、今年度で経過措置（準備期間）が終了し、令和６年度から義務化されますので、ご留意ください。

○　各施設で既存の「非常災害対策計画」、「避難確保計画」に追記することでも可。

○　情報共有と役割分担、判断ができる体制、業務の優先順位整理、リスクの把握。

○　研修・訓練の実施、最新知見を取り入れ定期的なＢＣＰの検証・見直し。

社会福祉施設等の防災防犯対策について（道）

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/sus/houjin/toriatsukai/122752.html>

「社会福祉施設等における非常災害計画策定の手引き」 (PDF 1.27MB)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/6/5/8/2/9/6/9/_/%E9%9D%9E%E5%B8%B8%E7%81%BD%E5%AE%B3%E5%AF%BE%E7%AD%96%E8%A8%88%E7%94%BB%E7%AD%96%E5%AE%9A%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95.pdf>

「社会福祉施設等における非常災害計画策定の手引き」（巻末付属資料編） (PDF 2.04MB)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/6/5/8/3/0/7/3/_/%E6%89%8B%E5%BC%95%E5%B7%BB%E6%9C%AB%E4%BB%98%E5%B1%9E%E8%B3%87%E6%96%99.pdf>

障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html>

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン（厚生労働省）

（自然災害、新型コロナウイルス感染症など）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html>

６　虐待防止及び身体拘束の禁止について

障害者虐待防止法が平成24年10月１日から施行されています。

　　　虐待の種類には、①養護者　（家族など）　による虐待、②障害者福祉施設従業者等における虐待、③使用者による虐待があります。

　　　虐待行為としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放任（ネグレクト）、経済的虐待に分

　　類されています。

　　　障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きた場合の通報は「義務」なので、「通報しない」という選択肢はありません。

虐待をしたと思われる職員を管理者等が注意して終わらせてしまい、通報しないで済ませる、ということもできません。

必ず通報した上で、市町村、都道府県の事実確認を受けることが必要です。

なお、虐待（「疑い」含む）行為を放置したり隠したりしてきた結果、徐々に虐待行為がエスカレートし、ある日利用者の骨折や死亡といった取り返しのつかない大きな虐待となって、はじめて第三者によって行政に通報され発覚する事例もあります。

深刻な案件になる前に早期発見と通報、早期対応が重要です。

道が実施した「施設における虐待防止に向けた利用者等実態調査及び施設従事者実態調査」は、令和４年度に道内の障害者施設で相次いで明らかになった虐待事案を踏まえ、令和５年１月から４月にかけて緊急的に実施し、６月にとりまとめたものです。

調査結果を、自分の事業所の状況と比較するなどして、お役立てください。

施設における虐待防止に向けた利用者等及び施設従事者実態調査（道）

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sus/147991.html>

・　職員のストレスは、虐待を生む背景の一つ。

・　昼のレクリエーション・余暇活動時、夜間の排泄介助時に虐待（疑い含む）行為が多い。

・　防止のためには職員の小さな気付きも情報共有し、風通しのよい環境整備が必要。

・　各事業所が主体的に検討しなければ、本当に有効な対策を行うことはできない。

　　　障害者に対する虐待防止の未然防止や迅速な対応を図るため、資料番号６「一部改訂事務連絡」「手引き(R５.７)」「わかりやすい虐待防止パンフ」「障がいを理由とする差別等の解消をめざして（地域づくり委員会パンフレット）」「障害者虐待防止法パンフレット」のＵＲＬ参照しご活用いただき、取組をお願いいたします。

障害保健福祉関係会議資料について（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaigi_shiryou/index.html#h2_free1>

令和5年3月10日:主管課長会議資料５（１４４ページから１５３ぺージ参照）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001076197.pdf>

・　虐待の防止のための措置の義務化（研修、委員会、委員会内容の従業員周知、責任者設置）

・　身体拘束等の適正化に向けた取組（委員会・指針・研修）

　　　・　令和4年4月から義務化（身体拘束廃止未実施減算は令和5年度から適用）

　　　・　意思決定支援の推進

北海道の障がい者虐待防止対策（道）

手引き等

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/gyakutai.html>

北海道障がい者条例のぺージ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/91392.html>

障がいを理由とする差別等の解消をめざして（地域づくり委員会パンフレット）

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/8/8/7/4/6/4/7/\_/%E9%9A%9C%E3%81%8C%E3%81%84%E3%82%92%E7%90%86%E7%94%B1%E3%81%A8%E3%81%99%E3%82%8B%E5%B7%AE%E5%88%A5%E7%AD%89%E3%81%AE%E8%A7%A3%E6%B6%88%E3%82%92%E3%82%81%E3%81%96%E3%81%97%E3%81%A6(%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E3%81%A5%E3%81%8F%E3%82%8A%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E3%83%91%E3%83%B3%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%88).pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/8/8/7/4/6/4/7/_/%E9%9A%9C%E3%81%8C%E3%81%84%E3%82%92%E7%90%86%E7%94%B1%E3%81%A8%E3%81%99%E3%82%8B%E5%B7%AE%E5%88%A5%E7%AD%89%E3%81%AE%E8%A7%A3%E6%B6%88%E3%82%92%E3%82%81%E3%81%96%E3%81%97%E3%81%A6%28%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E3%81%A5%E3%81%8F%E3%82%8A%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E3%83%91%E3%83%B3%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%88%29.pdf)

障害者虐待防止対策（厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/index.html>

通知・関連資料等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html>

市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（自治体向けマニュアル）（令和5年7月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001126130.pdf>

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）（令和5年7月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001121499.pdf>

【別冊】職場内虐待防止研修用冊子

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

【事務連絡】　「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂について（令和５年７月７日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001121497.pdf>

わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf>

使用者による障害者虐待の防止についての概要（リーフレット）

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/dl/0928-1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/dl/0928-1.pdf77)

７　意思決定支援

　　　「意思決定支援」という考え方については、平成25年４月から障害者総合支援法として施行される際、事業者等の責務として、新たに（法第４２条等）意思決定の支援に配慮すること、という内容が規定されました。

その後、平成29年３月に具体的な対応をとりまとめた国のガイドラインが策定されました。

　　　先般、道内法人において、GH入居にあたって避妊処置の強制があったのではないか、と全国的にも大きく報道された事案をきっかけに、障がい者の結婚や出産といったことと併せて、障がい者本人が、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送ることができるよう、意思決定支援を行うことの重要性を改めてクローズアップしました。

今年度より、集団指導の重点項目に「意思決定支援の推進」を新たに追加し、事業者の皆さまは様々な場面で既に実践されていると思いますが、今後の実地指導の際に取り組み状況を確認していきます。

　「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライ決定支援の取組状況」を踏まえ、利用者の意思決定の支援に関する体制の整備状況について、必要な配慮がなされているか、確認します。

《　意思決定を構成する要素　》

（１）　本人の判断能力

（２）　意思決定支援が必要な場面

① 日常生活における場面

食事 ・衣服の選択 ・外出 ・排せつ ・整容 ・入浴等基本的生活習慣に関する場面

② 社会生活における場面

自宅からグループホームや入所施設 、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面

（３）　人的 ・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験影響を受ける 。

＜　確認点　＞

　　・　支援責任者の選任とアセスメント状況。

　　・　サービス担当者会議・個別支援会議、サービス提供、支援結果、苦情解決等の記録。

　　　障害者福祉（国）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/index.html>

　　　　障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて（H29.3.31）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf>

障害保健福祉関係会議資料について（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaigi_shiryou/index.html#h2_free1>

令和5年3月10日:主管課長会議資料５（１５２ページから１５３ぺージ参照）意思決定支援（概要）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001076197.pdf>

　　成年後見制度資料集

<https://guardianship.mhlw.go.jp/download/>

　事例から意思決定支援を学ぶパンフレット「ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/common/pdf/guardian/guardian_book.pdf>

　共同生活援助事業所における入居者の結婚等に係る実態調査について（道）

　<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/148112.html>

共同生活援助事業所における入居者の結婚等に関する実態調査結果【概要版】

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/8/7/1/1/2/5/2/\_/%E9%9B%86%E8%A8%88%E7%B5%90%E6%9E%9C%E6%A6%82%E8%A6%81(GH%E3%83%BB%E6%9C%AC%E4%BA%BA%E3%83%BB%E7%AE%A1%E7%90%86%E8%80%85).pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/8/7/1/1/2/5/2/_/%E9%9B%86%E8%A8%88%E7%B5%90%E6%9E%9C%E6%A6%82%E8%A6%81%28GH%E3%83%BB%E6%9C%AC%E4%BA%BA%E3%83%BB%E7%AE%A1%E7%90%86%E8%80%85%29.pdf)

共同生活援助事業所利用者への「交際・結婚・子育て」に関する取組事例

※　「共同生活援助事業所における入居者の結婚等に係る実態調査結果報告書 令和５年（2023年）６月」から抜粋

　１）　交際、同棲、結婚

・　交際への本人の気持ちを肯定しつつ、ＧＨで生活する上での必要なルールを本人と一緒に決めた。

・　１泊外泊から徐々に外泊期間を伸ばして同棲までに段階を踏ませる。

・　お試し期間として一定期間、相手の居住地に行くことを提案した。

・　自立生活を目指し、まずはサテライト型ＧＨへの移行を提案し、金銭管理や免許取得などを支援した。

・　同じ病気であったり、結婚等を経験した仲間との情報交換。

・　婚姻届や住所変更など行政窓口への手続きの付き添い。

・　家族、関係機関と相談を重ね、夫婦（２人）で暮らせるＧＨや、民間アパートへの移転を支援した。

・　転居先でも身近な相談ができる相談支援事業所を紹介し引き継ぎを行う。

　２）　妊娠、出産、子育て

・　医療機関（産婦人科）への職員の同行、体調管理への助言。

・　障がいがあっても安全に出産ができるよう、本人や関係機関とも相談しながら医療機関の選定を支援。

・　公営住宅や一般住宅での夫婦生活・子育てを実現するために、家族や関係機関と検討。

居宅サービス等で生活をサポート。

　３）　その他全般

・　交際、結婚の希望や予定は計画作成・モニタリングの際等に確認。

・　ＳＮＳ、婚活アプリといったツールでの交際では、本人の意向を尊重しつつも、ツールによるメリット、デメリットをアドバイスする。

・　利用者家族や相談支援事業所等（相手もサービス利用者の場合は、双方の事業者間）と情報共有し、本人の意向をもとに支援策を検討。

８　事故発生時の報告について

重大事故が発生した場合は、事故発生後（又は事故発覚後）直ちに、総合振興局等の担当課に連絡してください。

詳細については、資料番号７「事故等発生状況報告取扱要領」（ＵＲＬ）をご参照ください。

　　（重大事故）

ア 入所者等の死亡事故、イ 役・職員の不法行為（預かり金着服・横領等）、ウ 入所者等に対する虐待（不適切な処遇（疑）を含む）、エ 入所者等の不法行為、オ 入所者等の失踪・行方不明（捜索願を出したもの）、カ 火災（消防機関に出動を要請したもの）など。

　「事故等発生状況報告取扱要領」(道）

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/sus/houjin/toriatsukai/jikohoukokuyouryou.html>

９　就労系事業所の運営の適正化について

詳細は、資料番号９「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項につい

て」などをご参照ください。（ＵＲＬ参照）

事業運営に向けての留意事項が追加・修正されていますので、ご留意いただき事業所の運営を行っ　　てください。

　　　（就労継続支援Ａ型）

・　生産活動に係る事業の収入（就労支援事業収益）から生産活動に係る事業に必要な経費（就労支援事業活動経費）を控除した額により利用者に対する最低賃金を支払うことができる事業計画となっていること。

　　　・　基準を満たない場合、経営改善計画書等の提出が必要になること。

　　　・　経営改善の見込みがない場合又は計画の結果、指定基準を満たさない場合には、勧告・命令の

　　　　措置を講じ、指定の取り消し又は停止が検討されること。

（就労継続支援Ｂ型）

・　工賃水準を高めていくことが求められている。

・　改善の見込みがない場合には、地域活動支援センターへの移行や、法に基づいた勧告、命令等

の措置があること。

・　利用を希望する障害者のニーズや能力、可能性を踏まえた支援が提供されるよう、適切にアセス

メントを実施すること。

（厚生労働省）

　　就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について

<https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb4775&dataType=1&pageNo=1>

指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について

<https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc2675&dataType=1&pageNo=1>

障害者の就労支援対策の状況

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/shurou.html>

令和２年度 　就労継続支援A型経営改善ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000796529.pdf>

令和２年度 　就労継続支援A型経営改善ガイドライン（指定権者用）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000796530.pdf>

令和元年度　就労継続支援事業所における工賃向上ガイドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000676674.pdf>

10　その他

　　　資料番号10「労働法規、労働条件の確保・改善」「ストレスチェック制度導入マニュアル」「リーフレット(販売する全ての食品の食品表示義務化等)」「集団給食施設の取扱いについて」（ＵＲＬ参照）を日頃の業務にご活用ください。

(　労働基準関係　）

１ 働き方改革関連法に関するハンドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/000975484.pdf>

２ 介護労働者の労働条件 の確保・改善のポイント

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/kantoku/090501-1.html>

　パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000740605.pdf>

３ ３６協定届が新しくなります

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou\_kouhou/kouhou\_shuppan/magazine/202103\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00041.html)

　パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000708408.pdf>

４ 北海道最低賃金

<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/minimum_wage.html>

５ 兼業・副業の推進に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和４年７月８日改定版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000962665.pdf>

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000695150.pdf>

６　安全衛生関係リーフレット等一覧

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html>

　 介護・看護作業による腰痛を予防しましょう

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131025-01.pdf>

　 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000150060.pdf>

７ 電子申請 を利用しましょう

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

８ 働き方改革推進支援センター

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

９　「副業・兼業の促進に関するガイドライン」リーフレット（企業の方向け）

　　<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000996735.pdf>

10　勤務間インターバル制度（働き方・休み方改善ポータルサイト）

　　　<https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/download.html>

　　　　　勤務間インターバル制度導入・運用マニュアル（高齢者福祉・介護事業種版）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/pdf/03.pdf>

11　　ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/index.html>

　　労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル（令和３年２月改訂）す

<https://www.mhlw.go.jp/content/000533925.pdf>

　　　　　ストレスチェック制度簡単導入マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/000533965.pdf>

（　食品衛生　）

食品衛生法の改正について（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>

食品等事業者の衛生管理に関する情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/01.html>

令和２年８月５日食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000781466.pdf>

食品表示（消費者庁）

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pamphlets/>

早わかり食品表示ガイド(令和５年３月版・事業者向け) 　　　<https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pamphlets/assets/food_labeling_cms202_230324_02.pdf>

米トレーサビリティ法の概要（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html>

米トレーサビリティ法 事業者別パンフレット（令和５年６月）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/beikoku/brochure.html>

（　働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動　）

安全で安心な店舗・施設づくり推進運動（厚生労働省）

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」実施要綱

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/jisshiyoko_R03.pdf>

（　障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱い　）

　児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されておらず、

障害児通所給付費が過大に支給されている事例が、会計検査院の検査により確認されました。

　その理由として、定員超過利用減算の制度の理解が十分ではないことなどが挙げられていたため、

事業所として今一度要件をご確認していただくようお願いいたします。

会計検査院法第34条の規定による処置要求（令和３年１０月１８日　会計検査院）

<https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/3/r031018_1.html>

　厚生労働省通知、取扱い、確認シート

<https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/85610.html>